事 務 連 絡 令和元年 5 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会 専務理事 境 政 人

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

このことについて、平成 31 年 3 月 29 日付け事務連絡をもって、 農林水産省・消費安全局畜水産安全管理課課長補佐から、別添のとおり 通知がありました。

このたびの通知は、別紙事務連絡のとおり動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(平成31年農林水産省令第28号)が公布・施行され、口蹄疫ウイルス抗原検出キットが製造販売承認されることに伴う法令変更について本会に連絡されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件の問合わせ先

公益社団法人

日本獣医師会事業担当:福田

TEL 03-3475-1601

事 務 連 絡 平成31年3月29日

公益社団法人 日本獣医師会 御中

農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課課長補佐 (薬事審査管理班担当)

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年 法律第145号)第83条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改 正する省令(平成31年農林水産省令第28号)が別添のとおり公布され、同日から施 行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

- 一片中硝酸銀9.74ミリグラム以下を含有する動物用体外診断用医薬品の製造販売承認に伴い、以下の改正を行った。
 - ・一片中硝酸銀9.74ミリグラム以下を含有する動物用体外診断用医薬品を劇薬の指定から除外
- 2 施行期日 平成31年3月29日

3 参考

今般承認された動物用医薬品の概要は以下のとおりです。

販売名:NHイムノスティック 口蹄疫(日本ハム株式会社)

使用目的: 牛の口蹄疫ウイルス抗原の検出



〇農林水産省令第二十八号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項の規定に基づき、 動物用医薬品

平成三十一年三月二十九日

等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 吉川 貴盛

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則 (平成十六年農林水産省令第百七号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応す

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 る改正 後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、 これを当該傍線部分のように改め、 これを加える。 改正後欄 に掲げる規

(毒薬及び劇薬) (毒素及び劇薬)
十二 (略) ・十二 (略) ・十二 (略) ・十二 (略) ・十二 (略) ・十二 (略) ・十二 (略) ・1 (第百六十三条関係) ・1 (第百六十三条関係) ・2 (第百六十三条関係) ・3 (略) ・4 (新設) ・4 (新設) ・5 (第百六十三条関係) ・6 (第百六十三条関係) ・6 (第百六十三条関係) ・7 (8) ・8 (8) ・9 (8) ・9 (8) ・1 (8) ・1 (8) ・2 (8) ・3 (8) ・4 (8) ・4 (8) ・5 (8) ・6 (8) ・6 (8) ・7 (8) ・7 (8) ・7 (8) ・7 (8) ・7 (8) ・7 (8) ・8 (8) ・8 (8) ・8 (8) ・8 (8) ・9 (8) ・9 (8) ・9 (8) ・1 (
(略) (本薬及び劇薬) (の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除し、別表第二に掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用の各号に掲げるものを除し、の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除し、別表第二に掲げるものを除し、)であって、専ら動物のために使用の各号に掲げるものに掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用の各号に掲げるものに掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用の各号に掲げるものに掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用の各号に掲げるものに掲げるものを除し、別表第二に掲げるものに掲げるものを除し、別表第二に掲げるものを除し、別表第二に掲げるものに掲げるものを除し、別表第二に掲げるものに掲げるものを除し、別表第二に掲げるものを除し、別表第二に掲げるものを除し、別表第二に掲げるものを除し、別表第二に掲げるものとが目的とされているものとする外用剤に関する外用剤を関係のでは、別表第二(第百六十三を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対し、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
(第百六十三条関係) (第百六十三条関係)
本 硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 一 「一片中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀七ミリグラム以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する外用剤 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 の 「一個中硝酸銀一パーセント以下を含有する体外診断薬 ・ 「一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一
は は は は の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除 で の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除 で の の の の の の の の の の の の の
は、大学学院所では、大学学院所では、大学学院所では、大学学院所では、大学学院の大学学院では、大学学院の大学学院では、大学学院では、大学学院では、大学学院では、大学学院では、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学院、大学学
て。 「銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除 「会」(略) 「会」(略) 「会」であって、専ら動物のために使用 「会」であって、専ら動物のために使用 「会」であって、専ら動物のために使用 「会」で掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用 「会」で掲げるものを であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であって、専ら動物のために使用 であることが目的とさ であることが目的とさ
(略)一会五 (略)一会五 (略)であって、専ら動物のために使用 されることが目的とされることが目的とされることが目的とされることが目的とさいる場所であるのでは、これることが目的とさいる場所である。の各号に掲げるものを別表第二に掲げるもの(次 、別表第二に掲げるものを別表第二に掲げるものを別表第二に掲げるものを別表第二に掲げるものを別表第二との創薬は 第百六十三条 法第四十二条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は 第百六十三条 法第四十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は (毒薬及び劇薬)
れらことが目的になれているののでする。 各号に掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用 の各号に掲げるもの別表第二に掲げるもの(次 、別表第二に掲げるもの別表第二に掲げるもの(次 、別表第二に掲げる六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は 第百六十三条 法第四毒薬及び劇薬) (毒薬及び劇薬)
別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの(次 、別表第二に掲げるも六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は 第百六十三条 法第四十毒薬及び劇薬) (毒薬及び劇薬)

附

則

この省令は、公布の日から施行する。